タ　入院料16　疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
レ　入院料17　疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの
ソ　入院料18　疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの
ツ　入院料19　別表第五の二の一に掲げる疾患・状態にある患者並びに別表第五の三の一に掲げる疾患・状態にある患者及び同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「疾患・状態に係る医療区分一の患者」という。）及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
ネ　入院料20　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの
ナ　入院料21　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの
ラ　入院料22　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
ム　入院料23　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの
ウ　入院料24　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの
ヰ　入院料25　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
ノ　入院料26　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの
オ　入院料27　疾患・状態に係る医療区分一の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの
ク　入院料28　別表第五の二に掲げる疾患・状態にある患者のうちスモンの患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
ヤ　入院料29　別表第五の二に掲げる疾患・状態にある患者のうちスモンの患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの
マ　入院料30　別表第五の二に掲げる疾患・状態にある患者のうちスモンの患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

(3)　療養病棟入院基本料に含まれる画像診断及び処置の費用並びに含まれない除外薬剤・注射薬の費用
　療養病棟入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。
(4)　療養病棟入院基本料に含まれるリハビリテーションの費用
　入院中の患者に対する心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料であって一日につき二単位を超えるもの（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）別表第九の三に規定する脳血管疾患等の患者であって発症後六十日以内のものに対して行ったものを除く。）の費用（療養病棟入院料1の入院料27及び療養病棟入院料2の入院料27を算定する日に限る。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。
(5)　療養病棟入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態
　別表第五の四に掲げる状態
(6)　在宅復帰機能強化加算の施設基準
　在宅復帰支援を行うにつき十分な体制及び実績を有していること。
(7)　経腸栄養管理加算の施設基準
　適切な経腸栄養の管理と支援を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(8)　夜間看護加算の施設基準
　イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む三以上であることとする。
　ロ　ＡＤＬ区分三の患者を五割以上入院させる病棟であること。
　ハ　看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
(9)　看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準
　イ　看護補助・患者ケア体制充実加算1の施設基準
　　①　(8)のイ及びロを満たすものであること。
　　②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制が整備されていること。
　ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算2の施設基準
　　①　(8)のイ及びロを満たすものであること。
　　②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する必要な体制が整備されていること。
　ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算3の施設基準
　　①　(8)のイ及びロを満たすものであること。
　　②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

四　結核病棟入院基本料の施設基準等
(1)　結核病棟入院基本料の注1本文に規定する入院基本料の施設基準
　イ　七対一入院基本料の施設基準
　　①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（結核病棟入院基本料の注8の場合を除く。）とする。